

栗東町小野地先産業廃棄物最終処分場硫化水素調査委員会設置要綱

(設 置)

第1条 栗東町小野地先の産業廃棄物最終処分場から発生した硫化水素の原因究明と対策の策定に関する事項について検討し、適切な助言および提言をするため、栗東町小野地先産業廃棄物最終処分場硫化水素調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について調査、検討し、その内容を知事に報告するものとする。

- (1) 最終処分場から発生した硫化水素発生の原因究明およびその対策の策定に関する事項
- (2) その他これに関し必要な事項

(構 成)

第3条 委員会は、委員5名以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他委員会が必要とする者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、各委員の互選によって定める。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶 務)

第6条 委員会に係る庶務は、琵琶湖環境部環境整備課において処理する。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成11年11月27日から施行する。
- 2 委員会は、検討結果の知事への報告をもって解散する。
- 3 この要綱の施行日後、最初に開催される委員会の会議は、第6条第1項の規定に関わらず、滋賀県琵琶湖環境部長が召集する。